

アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の見直しについて

1. 規格の要旨

「アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準（KHKS0152（2007）」は、空気呼吸器用を除く炭酸ガス、特殊材料ガス、医療用ガス等を充てんするアルミニウム合金製の一般継目なし容器及び当該容器に装置される附属品に係る再検査基準であり、容器検査所において容器再検査を行う場合の手順書として使用されている。

2. 規格の制定等の経緯

本基準は、スクーバ等の用途としてアルミニウム合金製継目なし容器の需要が増大していた昭和62年に、主にスクーバ用及び医療用のアルミニウム合金製一般継目なし容器の再検査基準として「継目なしアルミニウム合金製容器再検査基準」（KHK S 0008：1987）が制定された。

しかし、空気呼吸器用容器の再検査基準については、平成12年6月のアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の事故に伴い、平成14年6月に容器保安規則等の改正があったため、鋼製スクーバ用継目なし容器の再検査基準であった「空気呼吸器用容器再検査基準」（KHK S 0004：1983）に、スクーバ用アルミニウム合金製容器の調査報告書の提言を盛り込み、空気呼吸器用に使用する鋼製・アルミニウム合金製一般継目なし容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器並びに当該容器に装置される附属品の再検査基準として統合された「空気呼吸器用継目なし容器再検査基準」（KHK S 0151：2002）が平成14年7月に発行された。

このため本基準は、空気呼吸器用を除いた炭酸ガス、特殊材料ガス、医療用ガス等に適したアルミニウム合金製一般継目なし容器の再検査基準として改正する必要があったので、容器の傷、腐食による破壊に関するの知見や容器保安規則等の改正を織り込んで平成15年9月に改正された。

3. 前回の主な改正内容

当該規格は平成19年にも改正されており、前回改正時の主な改正点は以下のとおり。

(1) 耐圧試験設備用圧力計

本基準は耐圧試験設備における圧力計として作業用と点検用を区分して規定しているのに対し、空気呼吸器基準ではこれらを区分していない。耐圧試験設備用の圧力計は、それぞれの基準において計量法における基準器等との比較を規定しているため、作業用と点検用を区分する必要はないと考えられるため、空気呼吸器基準同様作業用と点検用を区分しない規定とした。

(2) 附属品組立後の気密試験

バルブに一次圧力を把握するための圧力計が装着されている場合があり、この圧力計からのガス漏えいが発生する事例があった。この圧力計は附属品検査の対象ではないため、気密試験の義務が課せられていない。このため、バルブに一次圧力を受ける機器を装着する場合、当該機器の装着後気密試験を行うことを規定した。

(3) 容器則改正に伴う引用条項の改正

前回改正以降に容器則の改正があり引用する条項が変更されたため改正を行った。

4. 見直しの方針（案）

今回の見直しについては、以下(1)及び(2)より「確認」としたい。

(1) 改正要望

関係団体に本規格について改正要望の調査を行ったところ、早急に改正を要する意見はなかった。

(2) 関係省令等（容器保安規則、容器則細目告示）の改正

本規格に関係する関係省令等の改正点（参考資料 1 参照）及びその対応案を以下に示す。

○帳簿の保存期間（容器則第71条）

帳簿の保存期間が2年間から容器再検査の期間等に準じて延長されたが、本規格は、制定当初より保存期間を6年間と定めており改正の必要はない。

5. 見直しプロセス

見直しプロセスは、次のとおりとなる。

- (1) 確認（改正なし）として良いか審議及び書面決議（挙手による決議も可能）
- (2) 確認として決議された場合、本基準は確認されたとして定期見直しを終了

なお、上記(1)にて改正すべきとの決議がなされた場合は、改正原案を作成の上、書面投票、パブコメ募集等を経て改正手続きを行うこととなる。